

# 空き家に関する無料相談会

回覧

開催日時 **8月13日(火) 8時半-12時半** **要予約**

場所 **中央公民館 みどりホール** ※相談時間：お一人様 40分程度

先着4名

申込7/31(水)まで

オンライン相談可(※方法については要相談)

空き家の日常的な管理や利活用、権利や法律的事項、これからどうしたらいいんだろう…  
そのお悩み、法律や建物取引・不動産のプロに相談してみませんか？



子どもたちは家を継がないし。  
自分が亡くなったらこの家どうしよう？

老朽化した空き家…  
どうしたらいいんだろう



随分前から相続登記していない  
どうしたらいいかなあ？

まだ住めるし、誰かに使って  
もらいたい！



- 対象者 町内にある空き家の所有者・管理者・相続人等の方(空き家を所有する見込みのある方も含む)
- 相談対応者 全日本不動産協会山形県本部、山形県司法書士会、最上町役場職員
- 相談内容 空き家に関する法律のこと、相続等の登記や行政手続きに関すること  
売買や賃貸など契約に関すること、空き家バンクに関すること など
- その他 相談を円滑に進めるためお持ちの方は登記簿や固定資産税課税明細書、戸籍謄本など  
相談内容により詳細を確認できる書類(写しも可)をご持参ください。  
マスクの着用は個人の判断によるものといたしますが、感染症の予防等に関してご留意くださいますようお願いいたします。  
当日体調が優れない場合は、来場をお控えください。

**申込** お申込みは来庁又は電話にてお願いします

受付時、相談者情報(①氏名・②住所・③連絡先)及び空き家等情報(下記)をお伺いしますので、お申込みの際にご用意いただきますようお願いいたします。

※お申込みの時点で空き家等情報のご用意がない場合は、後日(相談日前日まで)お伺いいたしますので、まずは参加希望の旨と相談者情報のご連絡だけでも受付することができます。

空家等情報… 1 空き家の所在地、2 所有者、3 築年数、4 空き家になってからの年数、5 構造(木造/鉄筋/鉄骨等)、6 面積(敷地/建物)、7 相談を希望する内容(相続、売却、管理、活用、その他等)

最上町定住促進センター(最上町役場総務企画課まちづくり推進室)

☎0233-43-2261(直通) メール:machizukuri@town.mogami.lg.jp